

応急仮設住宅にお住まいの皆様へ

仮設住宅の退去の手続きについて

新たな住宅の建築・購入や災害公営住宅、賃貸物件への転居などにより、新たに住家を確保された場合は、「応急仮設住宅の退去手続き」が必要になります。退去の日が決まってから遅くとも退去の3日前までには、大槌町役場まで退去予定日と時間をお知らせいただくようお願いいたします。

○ 返 還 方 法

1 引越しが決まり次第、役場被災者支援室に連絡してください。

- ・被災者支援室と退去の立会い（部屋の点検と鍵の返却）の日時を調整してください。
- ・「応急仮設住宅退去届」の記入・提出と、「入居決定通知書」の提示（退去立会の時も可）をお願いします。

●連絡先

大槌町役場 民生部 被災者支援室	(電話番号：42-8718)
------------------	----------------

2 持ち出していただくもの

- ①家電6点セット（冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、電子レンジ、テレビ、電気ポット）
- ②扇風機、掃除機、ファンヒーター（ご支援品:ダイニチ工業製）
- ③下駄箱、レンジ台
- ④日用品（布団、生活雑貨）など

3 持ち出してはいけないもの

- ①岩手県が配備した暖房器具（ファンヒーター（トヨトミ製）、電気こたつ（布団含む）、ホットカーペットのうち、希望したもの1点）
- ②畳、カーテン、網戸、風呂のふた、物置
- ③エアコン、リモコン
- ④ガスコンロ、給湯設備、浄水器（ろ過カートリッジ含む）
- ⑤照明器具、電球
- ⑥消火器
- ⑦洗濯機の排水口のエルボ
- ⑧各設備の取扱説明書



4 住居の原状回復（※入居前の状態に戻すこと）をお願いします。

- ・退去時は家財を搬出した後に、住宅の内部、外回りをくまなく清掃してください。次の方が気持ちよく入居できるようにご協力をお願いします。

●清掃していただく場所

- ①各部屋、風除室、物置、建具、ガラス
 - ②エアコン（フィルター）
 - ③トイレ、浴室
 - ④台所、換気扇
 - ⑤郵便受け（空になっていることを確認）
- ※1 破損箇所がある場合には、検査前に必ず自分で修繕してください。
※2 個人で取りつけたもの（BS アンテナ、増設したアンテナ線、棚等）がある場合には、必ず撤去してください。

5 住所変更のお手続き

・役場町民課で住所変更の手続きを行ってください。

●転出届（大槌町から他の市町村に住所を移すとき）

詳しくは、別紙「大槌町から転出される方へ」をご参照ください。

●転居届（町内で住所を移したとき）

詳しくは、別紙「大槌町内で住所を変更される方へ」をご参照ください。

6 ライフライン等(電気、ガス、水道、電話、郵便)のお手続き

●水道の連絡

大槌町水道事業所	(電話番号：42-2035)
----------	----------------

※「水道使用異動届」は、使用開始または停止する日の5日前までに提出してください。

●電気料金・各種お手続き

東北電力	(電話番号：0120-175-266)
------	---------------------

※ 入居時にアンペア変更した方は、あわせて変更手続きをしてください。

●ガス会社への連絡

仮設団地名	ガス会社	電話番号
吉里吉里、大槌、大槌第5C・7・12・14、 小槌、小槌第2・3・6・11・13	鈴藤商店	42-3362
吉里吉里第2・3、大槌第5A・11、 小槌第5A・21	川勝プロパン	44-2858
吉里吉里第5・6、赤浜第3・5、大槌第6、 小槌第14・16・17・19・20	カメイ	55-4026
吉里吉里第4、赤浜、赤浜第2・4、 大槌第3・8、小槌第7・9・10、金澤	赤武ガス	42-3167
安渡、安渡第2、大槌第5D・5E、 小槌第4（8号棟～）・12	釜石ガス	22-3535
安渡第3、大槌第9・10	後藤プロパン	090-1068-0720
大槌第2・4・5B	衛J&おのライフサービス	42-2668
小槌第4（1号棟～7号棟）	日通プロパン	23-6666
小槌第5B・8・15	ミライフ	28-4211

●電話（インターネット）移設手続き

NTT東日本	(電話番号：116)
--------	------------

●郵便局への転居手続き

最寄りの郵便局で手続きを行ってください。また、転送届をされている方は郵便局への廃止手続きが必要です。(大槌郵便局 電話番号：0193-42-2132)

●車庫証明書の住所変更（普通自動車を所有されている方）

申請・相談先 釜石警察署 交通課	(電話番号：0193-25-0110)
------------------	---------------------